

上野原市議会基本条例（案）に対するパブリックコメント実施結果

No.	該当部分	ご意見の内容	市議会の考え方
1	第6条第5項 市民参加及び市民との協働	市民への議会の審議内容、結果等を報告する会を、地区自治会連合会単位で、1回/年以上開くことを、明文化しては？	議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会の開催につきましては、いつでも柔軟に回数の制限を設けずに、市民の要望に応じて開催し、または、議員側からの提案で開催できるようにするため、回数の義務付けや具体的な開催方法について規定していません。 開催時期、回数、方法につきましては、今後、運用の中で検討してまいりたいと考えておりますが、実際に開催してみても分かってくる部分もあろうかと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。 条文は原文のままさせていただきます。
2	第12条 議決事件の拡大	市が予算を伴う、他団体との協約を締結し又は変更することを加えては？	地方議会の議決すべき事項につきましては、地方自治法第96条第1項各号に列挙されているほか、同条第2項において、条例で議決事件を追加することができることとされており、拡大事項について議論・検討した結果、「上野原市人口ビジョン・総合戦略」及び「上野原市都市計画マスタープラン」を議決事件とすることとしました。 ご意見にあります予算を伴うものにつきましては、予算が議決事件として定められており、予算が議決されて初めて各種事業が具体的に進められることとなりますので、ご理解をお願いいたします。 条文は原案のままさせていただきます。
3	第20条 議会図書室	図書館は市民でも利用できる様にしては？	議会図書室につきましては、地方自治法第100条第19項において、その設置が義務付けられているほか、同条第20項において広く市民の利用に供することができることと規定されています。 本条文では、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めることを定めていますが、市民でも図書室を利用できるようにするには、図書室専用スペースの確保や蔵書の管理、セキュリティー体制等の課題がありますので、今後、図書室のあり方などについて研究・検討してまいります。
4	その他	議会はホームページ作成の充実を努力をするのを加えては？	第19条に議会広報の充実についての条文を設け、「議会だより、ホームページ、SNS等の多様な広報手段を活用し、「広報活動の充実強化に努める」ことを明記しております。